

審査メモで示された論点に対する回答

1 調査事項の追加、変更等

(1) 農林業経営体調査票

「【 2 】世帯」-「2 満 15 歳以上の世帯員について」-「③出生の年月」

(論点)

1 満年齢の把握から生年月の把握に変更することに伴い、結果表章はどうなるのか。統計の継続性の観点から、調査実施者において基準日時点の満年齢に換算した結果表章を作成するのか確認しておく必要があるのではないか。

(回答)

把握方法は出生年月に変更するが、世帯員の年齢階層別や平均年齢の表章など、満年齢に換算の上、従来通り引き続き行っていくものである。

2 把握する情報について、従来の調査基準日（2月1日）時点の満年齢から生年月に変更することにより、これまでとは異なる切り口で構造面の実態の把握に取り組むなど、調査結果の更なる利用の向上を図る検討を行うべきではないか。

(回答)

従来より、前回調査時点からの経営の動向を把握するため、経営体ベースで2時点間の調査結果を接続し多角的な分析を行っているところであるが、近年、経営体ベースの接続よりも一歩踏み込んだ世帯員ベースでの接続による、個々の世帯員の動向（一例として、前回調査時点（5年前）で学生であった者が、今回調査時点において、自営の農業経営にどの程度関与するようになったかなど）についての分析の必要性が高まっている。

今回の変更は、満年齢への換算も可能であり、かつ、世帯員レベルでの精緻な動向分析に資するものである。

「【 2 】世帯」-「2 満 15 歳以上の世帯員について」-「⑦経営主等」

(論点)

1 調査票に、「経営主とともに経営方針の決定に関わっている」者の定義について、「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先の決定等の経営方針の決定に参画している者」と注記しているが、報告者がまぎれなく判断し、記入する上で紛れのない適切な表現となっているか。

(回答)

調査票上への注記については、「経営方針の決定」が指し示す内容を簡潔かつ具体的に表示したものである。

2 調査結果から、①女性農業者であり、後継者である者、②女性農業者であるが、後継者でない者、③男性農業者であり、後継者である者、④男性農業者であるが、後継者でない者など多様な情報が得られることから、これまでとは異なる切り口で構造面の実態の把握に取り組むなど、調査結果の更なる利用の向上を図る検討を行うべきではないか。

(回答)

属性情報と併せ、経営主の他に経営方針の決定に参画している世帯員がどの程度存在するの

かについてその実態を明らかにしていくとともに、例えば経営主の性別や世代など当該項目以外との関係を組み合わせた比較分析を行い、女性農業者による経営参画が経営に及ぼす効果を明らかにし、今後の施策の検討に利用するものである。

「【 4 】農業経営の雇用」-「1 常雇い」

(論点)

1 「常雇いした人」を「あらかじめ7か月以上の契約で雇った人」と定義している理由はないか。他の産業統計との比較可能性の観点から見直す必要はないか。

(回答)

農林業センサスにおいては、農業労働力を把握する観点から、「常雇い」及び「臨時雇い」を男女別に実人数を把握している。

(定義)

常雇い・・・あらかじめ、7ヶ月以上の契約(口頭の契約でも可)で農業経営のために雇った人

「常雇い」の定義は、季節雇用や日雇い(お手伝い等)と厳密に区別するため、農業のために年契約で雇用している労働力を把握する観点から、農業の特殊性(①年間を通じて雇用しない稲作や畑作経営があること、②休日、平日問わず労働する場合があること、③天候に左右されることがある)を考慮し、1年の過半以上の雇用契約を結んでいることとし、7ヶ月以上としているものであることから、引き続き本定義により雇用の実態を把握して参りたい。

2 「15～24歳」、「25～44歳」、「45～64歳」、「65歳以上」としている年齢階層区分は結果利用の観点から妥当なものか。また、地域における雇用や労働の実態を分析するに当たって、他の行政記録情報や統計調査の結果と合わせて分析することを想定した場合において妥当なものか。

(回答)

年齢階層については、雇用による就農を通じ今後自立的な経営へ発展することを期待しているため、特に65歳未満の層を詳細に階層化したところである。

設定に当たっては、①農業者大学校や農学部等を卒業した者など新規で就農する層として24歳以下を、②青年就農給付金等の政策を通じ今後の地域農業の中心的役割を担う層として育成している44歳以下を、③生産年齢人口の上限として64歳以下を把握するよう設定したものであり、主体的に今後の営農を支えていく年齢階層の就農状況を確実に捉え、新たな人材の育成・確保に向けた施策の検討に利用するものであり、他の統計調査や行政記録との連動までは想定していない。

3 20歳きざみとなっている「25～44歳」を「25～34歳」及び「35～44歳」に、「45～64歳」を「45～54歳」及び「55～64歳」といったように細分化して把握したほうがより、有用性の高い情報が得られると考えるが、その余地はないのか。

(回答)

調査票に記入する者は雇っている側となるため、詳細な年齢区分で把握することは、当該項目自体の記入逃れ等を誘引し、雇用の正確な実態把握に支障を招く恐れがあることから、利活用上必要最低限の階層に絞り設定を行ったところである。

【 5 】土地-経営耕地(田)の状況

(論点)

飼料用米については、従来、「稲を作った田」の実績として計上しているが、今回、その内訳について変更することから、データの継続性に問題が生じるのではないかと。従前の調査結果との時系列比較に問題がないよう、結果表章上の措置を講じることにしているか。

(回答)

飼料用米等の新規需要米については、平成 20 年産より生産調整にカウントし、平成 21 年以降は「水田フル活用」に向けた各種施策による支援、近年では経営所得安定対策の戦略作物として生産の推進を図ってきたことから、近年、特に飼料用米や WCS 用稲の生産は急速に拡大(前回調査時点である 21 年産と比べ、直近年の 24 年産ではそれぞれ6倍、2倍)しており、今後も更に拡大することが見込まれることから「稲」の概念の再整理を行ったところである。

なお、前回調査時点においては、稲を作った田(約 150 万 ha)のうち、飼料用米は 0.3%程度であったことから、時系列比較に大幅な影響がでることは想定していない。

【 7 】販売を目的とした農産物の生産-「1 農作物の生産」-「工芸農作物」「野菜類」「果樹類」

(論点)

【工芸農産物、野菜類及び果樹類に共通する事項】

1 2015 年センサスにおいて、2010 年センサスと同様の調査事項を復活することについて、2010 年センサスの調査計画策定において削除が可能と判断した経緯や理由等は何か。また、2015 年センサスで復活しなければならない理由は何か。

(データの必要性や利活用状況、調査の効率的実施、報告者の負担軽減等の観点から整理)

(回答)

農産物の生産については、別途実施している作物統計において都道府県別の概況は把握されており、市町村別統計についても平成 18 年までは網羅的に整備されていたことから、少なくとも 2010 年世界農林業センサスにおいて品目別の作付面積を削除した場合でも、結果の利活用を著しく損なう恐れがないと判断し、調査対象の負担軽減に鑑み当該変更を行ったところである。

現在、政府の日本経済再生に向けた取組の中で、農林水産業については、「攻めの農林水産業」の展開が示され、産業競争力会議においても検討が進められているところであり、今後、「攻めの農林水産業」を実現する政策の展開やこれまで農業を担ってきた団塊の世代の農業リタイアなどの農業就業者の構造変化の急速な進展から、今後、各地域において農業生産構造に大きな変動が生じ、その動向は、工芸農作物、野菜、果樹の品目別に産地の拡大・縮小や移動といった形としても生じることが想定されることから、これらを的確に捉え、政策の影響や効果を把握できるよう 2015 年農林業センサスにおいて整備するものである。

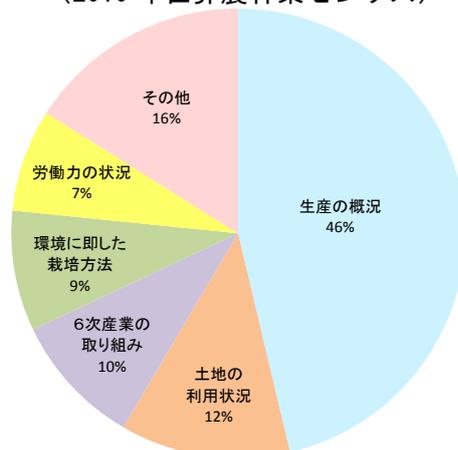
加えて、東日本大震災では、地震・津波による物的被害に加え、原発事故による作付制限・出荷規制さらには風評被害など、農業生産自体にも様々な影響があり、その際には、行政機関、関係団体、学識経験者等からも、市町村別等の小地域について、被災前の生産構造のデータが求められた経験を踏まえると、地域で展開されている農業生産の具体的な中身を明らかにし、質と量(経営体数と規模)を提供できるよう情報基盤としての機能の強化を図ることが必要である。

このことは、震災後に限らず、全国市長会等様々な地方公共団体から、生産の概況を把握する統計データの充実について、多くの要望(この間、延べ 30 件以上)が出されており、前回 2010 年世界農林業センサスの都道府県設定項目(都道府県が農林業施策の推進に必要な項目を都道府県ごとに 5 項目ずつ設定)の内訳をみても、作付面積など生産の概況を把握する項目が半数を占めていることから、地域農業の振興には生産概況のより詳細な把握が必要であること

もうかがえるところである。

なお、今回の変更により、農業経営統計調査や作物統計など農林業センサスを母集団とする標本調査のより精緻な標本設計にも資するとともに、災害等が発生した際に「局地激甚災害」の指定基準として使用される生産農業所得統計など加工統計の精度向上にも寄与することも想定している。

都道府県設定項目の分類別内訳
(2010年世界農林業センサス)



以上のことから、工芸農作物、野菜、果樹について品目別の面積把握を行うよう変更するものである。

2 激甚災害の指定の必要性を検討する際のデータとして、市町村別農業所得推定額が必要としているが、当該農業所得額の推定に当たり、品目別の作付面積の把握が必要なのか。生産農業所得統計の市町村別所得額の推計は、「生産数量×農産物単価」から得られる農業産出額をベースに所得を推計しているのではないか。そのような中で作付面積のデータがどのように関与しているのか。作物統計調査から得られるデータによる代替の余地があるのではないか。

(回答)

平成 18 年までは、農産物の生産概況は網羅的に市町村別統計が整備されていたところであるが、現在では米等の一部の品目に限り作成しているため、生産農業所得統計は都道府県別までの取りまとめとなっており市町村別は作成していない。

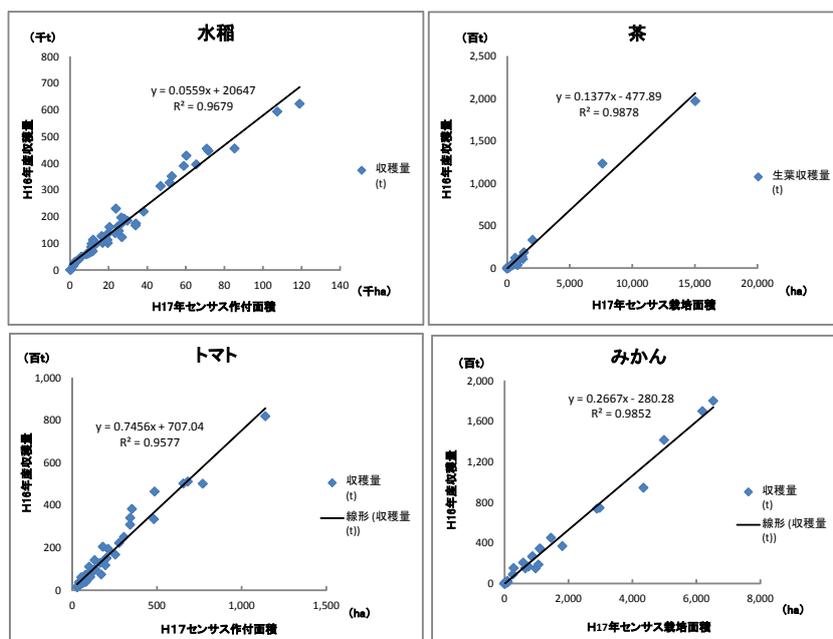
このため、激甚災害の指定の必要性等を検討する際に使用している市町村別農業所得推定額は、都道府県別の品目別産出額を、作成最終年である平成 18 年の市町村別割合で配分し推定してきたところである。

しかしながら、5 年が経過していることから生産構造の変化により市町村別割合に変化が生じていることが考えられ、この手法を今後も維持することはできない状況にある。

前回センサス申請時は、このことを想定し作物統計の見直しにより対処していくことを想定していたが、予算事情等により現状では困難となっている。

こうした状況から、農林業センサスで 5 年に 1 度、品目別の延べ面積を把握することにより生産構造の変化を把握し市町村別農業所得推定額の推定に利用しようとするものである。

なお、作付面積と生産数量の間には以下に示すとおり非常に高い正の相関があることから、今回把握した品目別の延べ面積を利用し、各県の品目ごとの農業産出額を市町村別に按分することに利用し、全ての品目を合計して市町村別の農業産出額を求め、そこから農業所得推定額を推定することを想定している。



3 2010年センサスにおいて、個別品目ごとの作付面積の把握を取り止めたことにより、その後の市町村別等の生産農業所得額推計に当たって、どのような影響があったのか。また、2015年センサスにおいて、改めて個別品目ごとの作付面積を把握することにより、市町村別等の生産農業所得額の推計精度がどのくらい高まるのか。

(本件は、仮に調査事項を復活し、今後5年周期で把握することとした場合に、激甚災害の指定の必要性を検討する際の必要なデータの精度向上の必要性といった従前において政策や施策等の実施に当たって懸念されていたどのような問題の改善や解消にどうつながるのかを含め、調査結果の有用性や実効性等について、なるべく定量的な整理を求めるものである。)

(回答)

2のとおり状況であり、平成18年度の品目別産出額割合を基に、都道府県別農業産出額の部門別産出額を市町村別に配分し、当年の生産や価格の動向をもとに補正する手法を今後10年、15年と継続することができないため、2015年センサスにおいて個別品目ごとの延べ面積を把握することとしたものである。

4 2015年農林業センサス試行調査(平成24年12月実施)において、品目別の作付け(栽培)のべ面積を把握する調査事項を設け、実施しているが、報告者の記入状況はどうだったのか。また、記入内容に問題はなかったのか。

(注) 申請された調査票案では調査対象品目を特定し、当該品目の作付け(栽培)したのべ面積を記入する形となっているが、試行調査では、報告者が調査票中に記載されている「品目名及び品目名コード一覧表」から、作付け(栽培)した品目を選択して、当該品目の作付け(栽培)したのべ面積を記入する形となっていた。

(回答)

試行調査の調査対象について、前回センサス結果との接続を行ったところ、前回と比較し作付品目数が減少した経営体が過半を占め、類別に作付面積の推移をみても、いずれのグループにおいても減少の方向に推移していることが確認されたところである。

当該結果は、作付品目や面積の実態の動向を含んだ値であるため、すべてが過小に申告された(記入逃れが生じた)との断定した評価はできないが、その可能性が拭えないことから、2015年センサスにおいては、過去にも経験があり記帳実態把握においても有効であることが確認された、予め品目名を明示し、面積を回答する方法を採用したところである。

品目数の増減経営体数(2010→2015試行)

	品目数の増減がなかった経営体数	品目数が増加した経営体数	品目数が減少した経営体数
経営体数	184	38	90

面積の増減経営体数(2010→2015試行)

	工芸農作物		野菜類				花き類				花木				その他作物				果樹類			
	露地		露地		施設		露地		施設		露地		施設		露地		施設		露地		施設	
	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少
経営体数	7	28	35	70	20	61	4	6	3	5	0	3	0	1	2	3	1	0	2	12	1	0

【野菜類に関する事項】

把握する品目数は、農林業センサスで調査する野菜類全 40 品目のうち、野菜生産出荷安定法施行令(昭和 41 年政令 224 号)第 1 条の規定で定める指定野菜のうちばれいしょを除くすべての品目と野菜生産出荷安定法施行規則(昭和 41 年農林省令第 36 号)第 8 条の規定で定める特定野菜のうち生産額の高い 18 品目に限定することとしているが、以下の点について検討することが必要である。

- ① 2010 年センサスまで調査対象品目として所要のデータを把握していた 22 品目について、「その他の野菜」として統合しているが、統計の継続性や調査結果の有用性等の観点から問題ないのか。

(回答)

今回の変更を行っても、野菜類全体の露地・施設別の作付面積については引き続き同様の表章を行うことが可能であり、一部の品目では作付の有無を把握できなくなるが、政策推進上も母集団情報としての役割の面でも、重要品目について生産活動の規模を露地・施設別に詳細に把握した結果のほうが有用性が高いことから変更を行うものである。

- ② 今回、指定野菜のすべて及び特定野菜のうち生産額の高い 18 品目に限定することとしているが、いつ時点のデータに基づいて選定しているのか。今後、品目別生産額に変動が生じ、その順位も変動する可能性があるが、センサス実施の都度改めて品目の見直し・変更を行うのか。その場合、統計の継続性や調査結果の有用性等の観点から問題ないのか。

(回答)

把握する品目は、指定野菜(ばれいしょはいも類で把握しているため除く。)のすべて及び特定野菜(やまのいも、ブロッコリー、いちご、メロン、すいか)の中から、直近 3 カ年で野菜類の産出額の大きいものから概ね 7 割を超える品目を選定したところである。

現段階において次回の変更を計画するものではないが、産出額の 25.9%を占めるまでに野菜の生産が盛んになってきたように(昭和 30 年当時は産出額の 7.2%)、長期的に見て野菜の生産構造の変化や品目ごとの施策上の位置付けが変更された(指定野菜や特定野菜についても必要に応じて見直しが行われている)場合は、必要に応じた見直しは行われるべきであると考え

「【 7 】販売を目的とした農産物の生産」-「7 その他の農業経営」

(論点)

調査結果の有用性の観点から、きのか栽培のみを個別に把握することの必要性について、施策等への利活用との関係で検討するべきではないか

(回答)

「森林・林業基本計画」(平成 23 年 7 月閣議決定)では、就業機会の拡大による山村振興において、

しいたけ等の特用林産物の生産振興を重要施策として位置づけている。

きのこの栽培は、下図のとおり、中山間地域において特に盛んであり(図1 きのこ栽培経営体の地域分布)、きのこ栽培を行う経営体は、準単一経営が多いこと(図2 農業経営組織別経営体数割合)から、農山村において、稲作等の主位部門を補完し、経営の安定に寄与する重要な役割を果たしていることがうかがえる。

平成24年度に実施した試行調査においても、「その他の農業経営」(きのこの栽培を包含している)の有無については、記入漏れによる補記を要する事例が多かったとの報告が多数あったところであり、当該項目の大多数を占める「きのこの栽培」を具体的に追加することは記入漏れの抑制に極めて効果的であることに加え、きのこの栽培を経営に取り込んでいる経営体の動向(就業の拡大や経営の安定等)を把握することが可能となり、山村振興施策を検討する上で有用な基礎資料となることから、当該項目を追加するものである。

図1 きのこ栽培経営体の地域分布

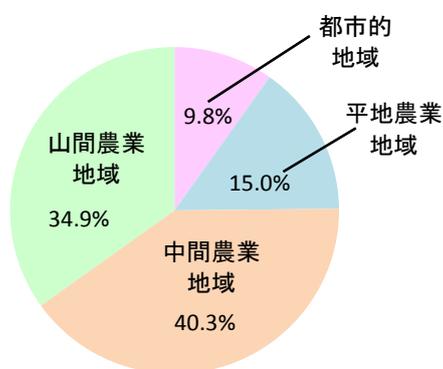
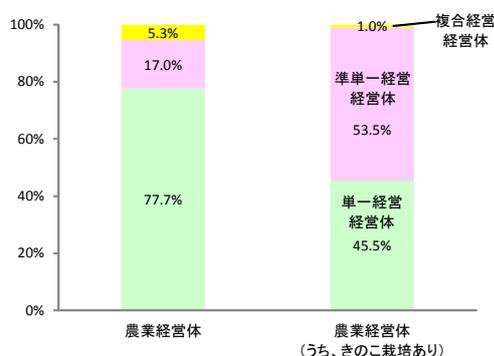


図2 農業経営組織別経営体数割合



「単一経営経営体」とは、農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
「準単一経営経営体」とは、農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6～8割の経営体をいう。
「複合経営経営体」とは、農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

(2005年農業センサス結果よ)

(参考1) 森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)(抄)

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(6) 森林を支える山村の振興

① 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

山村における就業機会の増大を図るためには、山村の主要産業である林業の再生を進めるほか、山村における貴重な収入源となっているしいたけ等の特用林産物の振興に取り組むことが重要である。

「【10】過去1年間の農産物の販売」-「3 農産物の出荷先」

(論点)

本調査票により農林業経営体が運営している農産物直売所を把握する一方で、農山村地域調査票(市区町村用)において、これまで把握してきた市区町村内の運営主体(地方公共団体、第3セクター、農協、その他)別の産地直売所の設置数に係る項目を削除することとしているが、6次産業化調査の実施に必要な母集団情報を整備する上で問題ないのか。

(回答)

農山村地域調査で把握してきた、地方公共団体、第3セクター、農協等が運営主体の直売所については、「農業・農村の6次産業化総合調査」において、行政上把握している情報や市町村、農協等の関係機関からの情報収集により確実な母集団名簿の整備が可能となっている。

一方、情報収集では把握が困難な農業経営体が営む中・小規模の農産物販売所については、本調査で母集団を整備することで、より正確な母集団情報が構築されるものである。

「【11】農業経営の特徴」-「1 農業経営の異業種との連携」

(論点)

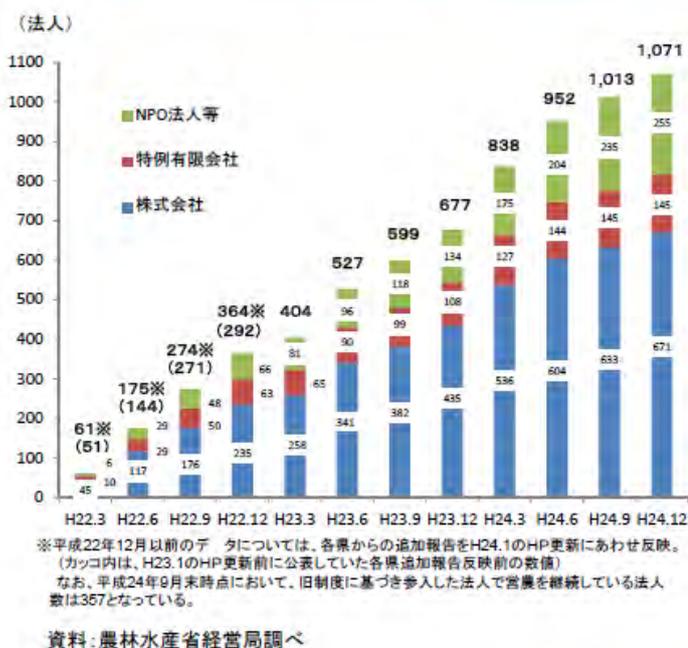
1 農地法改正後の異業種からの農業への参入状況はどのようになっているのか。追加する業種の区分については、その実態に見合った選定が行われているのか。

(回答)

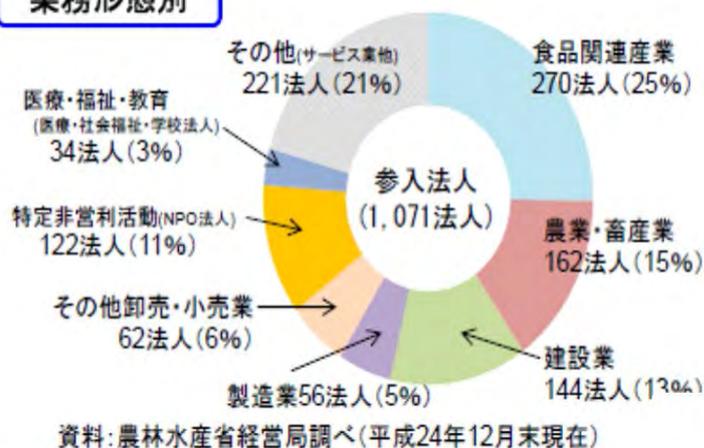
解除条件付きの農地貸借による法人(農業生産法人の要件を備えなくとも農地の賃借が可能)の参入状況をみると、平成21年12月の改正農地法施行後、約3年で新たに1,071法人(平成24年12月末)が参入しているところである。

本調査項目の業種の選定に当たっては、当該データを参考に一定の割合を占める食品関連産業以外の「製造業」(5%)及び「その他卸売・小売業」(6%)並びに「医療・福祉・教育」(3%)を新たに追加し、異業種との連携の実態を明らかにするものである。

参入法人数の推移



業務形態別



2 前回に比べ、選択肢の詳細化を図ることにより、農業経営の異業種との連携状況(農業以外の業種から資本金・出資金の提供状況)を把握することにより、調査結果の利用面でどのような有用性を有するのか。

(回答)

2010年世界農林業センサスにおいて、当該項目の回答対象における農業生産関連事業(農産物の直接販売や農産物の加工など)への取組状況をみると、いずれかの関連事業に取り組んでいる経営体の割合は38.0%であり、出資を受けている経営体では46.9%、さらに、複数の業種からの出資を受けている経営体では59.0%となっており、異業種との連携が一定程度経営の多角化に効果を示していることが示唆されたところである。

2015年センサスにおいては、2010年センサスでは十分に明らかにできなかった提供元の業種を明確に把握することにより、特定の業種との連携が経営発展(経営の多角化や出荷先チャンネルのマルチ化など)に与える効果等について詳細に分析し、更なる連携強化に向けた検討の基礎資料を整備するものである。

「【11】農業経営の特徴」－「3及び4 農業生産に関連した事業」

(論点)

関連事業を他の経営体等と共同で行っている場合、売上合計金額をどのように記入するのか。

(回答)

複数の農業経営体が共同で行っている場合は、各経営体に分配される収益に基づく売上高を回答いただくこととしている。

(2) 農山村地域調査票（市区町村用）

2010年調査の「【2】地域資源を活用した施設（産地直売所）」の削除

(論点)

これまで農林業センサスで把握してきた市区町村内の運営主体（地方公共団体、第3セクター、農協、その他）別の産地直売所の設置に係る情報は、6次産業化調査の実施に係る母集団整備において代替的に把握可能であるため削除することとしているが、具体的に、どのような根拠に基づき、どのような方法により、どのような情報を把握することとしているのか確認しておく必要があるのではないか。

(回答)

6次産業化総合調査においては、各年度の「6次産業化総合調査に係る母集団名簿整備要領」に基づき、農協、市区町村等の関係機関からの情報収集により、調査を実施するために必要な母集団名簿を整備している。把握内容については、名称（氏名）、郵便番号、住所、電話番号等の基本事項としている。

(3) 農山村地域調査票（農業集落用）

「【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）」

(論点)

1 生活関連施設として設定されている「市区町村役場」、「農協」、「警察・交番」の区分については、どのような観点から選定されているものなのか。他の行政政策や行政情報と合わせた分析まで想定した分類となっているのか。

また、本調査事項については、後述3のとおり、2005年センサスの附帯調査（一般統計調査）として実施しているが、当該調査結果は、具体的にどのような施策等において、どのように利用されているのか。

(回答)

生活関連施設として設定している項目は、農業集落で生活する上では必要不可欠なものという観点から公的機関、学校、スーパーを設定しており、公民館についても、集落住民が教育文化・健康・福祉等の様々な活動を行う上で必要なものとして設定している。

また、2005年センサスの附帯調査結果における本項目の利活用は、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）における「快適で安全な農村の暮らしの実現」に対応する基礎資料として活用された。

なお、全数調査により実施した2000年センサス結果は、各生活関連施設への所要時間と総戸数の相関関係を見る等、限界集落への対応のあり方や集落機能の維持・再生方策を検討するための分析資料として政策の検討に利用されている。

2 DID及び生活関連施設までの所要時間について、徒歩による所要時間なのか、乗り物を利用した利用時間なのか明確ではなく、調査結果に紛れが生じないか。

仮に、「30分～1時間未満」に記入した場合であっても、徒歩と自動車利用とではその意味合いはかなり異なるのではないか。

(回答)

所要時間と合わせた移動手段の把握については、施策部局からの要望があったところであり、本調査の目的である農業集落に居住する者にとっての利便性を把握する観点から見れば、時間と合わせた移動手段についても把握の必要はあると考えている。

しかしながら、仮に交通手段（徒歩、自転車、自動車、電車等）も把握する場合には、交通手段毎の所要時間を聞かなければ全体像は把握できないと考えており、このための項目の増加による記入者負担の観点から優先度は低いと判断し、調査票(案)への設定は行っていないところである。

なお、本項目については、農業集落の住民が通常利用する交通手段における所要時間を聞いていることから、利便性の把握は出来ると考えている。

3 本調査事項に係る情報把握について、2005年センサスにおいては、センサスに附帯する一般統計調査として、集落機能のある農業集落約11万集落から、約23,000集落を抽出した標本調査として実施しており、今回も同様の手法による情報把握を行う余地はないのか。なぜ、今回は全数であるセンサスにおいて実施しなければならないのか。

(回答)

農山村の活性化や地域コミュニティの再生を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」や「都市農村共生・対流総合対策交付金」により、農山村への定住や地域間交流を促進することとしている。

生活関連施設までの所要時間については、集落における生活の利便性、定住条件の整備状況を明らかにする一つの指標として、農林業経営体調査結果や平地、中山間・離島等の立地条件と合わせた比較・分析等を行うことにより各集落の実態が明らかとなり、各集落（地域）の実情に合わせたきめ細かい施策の展開や効果の検証が可能となることから、全数調査として実施する必要がある。

また、人・農地プラン等の個々の地域に密着した施策が推進されており、集計値としての利用だけではなく、個別の農業集落データとして提供し利用が図られることが重要である。

「【3】農業集落内での活動状況 - 1 寄り合いの開催状況」

(論点)

1 再生可能エネルギー関連施設の建設等について、市町村等、地元自治体が主体となって取り組んでおり、建設等が検討されている地域周辺に所在する農業集落等においては自ずと寄り合いの議題となるケースが多いことが想定されるため、農業集落に対し、寄り合いの議題となっているか否か調査するよりも、市町村に対し調査すれば足りるのではないか。

(回答)

本項目については、地域活性化の指標の一つとして捉える観点から、農業集落における取組状況もしくは取組予定を把握する目的で設定しているものである。

なお、ご指摘の市町村への調査については、利用部局の要望を踏まえつつ、調査票検討段階において「地域資源を活用した再生可能エネルギー発電施設数」を設定していたところであるが、市町村への現地実態把握により要望に合致する施設数を把握することが困難であることが判明したため削除したところである。

2 「攻めの農林水産業」の具体化の方向との関係等において、当該調査結果をどのように利用していくのか。

(回答)

農山漁村には、再生可能エネルギーに活用可能な資源が豊富に存在しており、これらの資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を図ることにより、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっている。

再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化の効果を最大化するために、「攻めの農林水産業」を具体化させるひとつの方向として、農林漁業者又はその組織する団体を始めとした地域の主体が主導する取り組みを育てていくこととしている。

本調査結果は、地域コミュニティの最小単位である農業集落において、地域における取組への意向及び取組状況を把握することにより、導入状況及び導入の可能性等を分析する等の基礎資料に活用する。

「【3】農業集落内での活動状況 - 3 地域資源の保全」

(論点)

本調査事項から得られた調査結果は、「農地・水保全管理支払い交付金」や「都市農村共生・対流総合対策交付金」による関係施策等の推進や効果等を検証するためのデータとして利用されているとのことであるが、より詳細な実態把握を行うことによって、どのような調査結果の更なる利用の向上が見込まれるのか確認しておくことが必要ではないか。

(注) 農地・水保全管理支払い交付金は、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、支援するものであり、①農地、水路等の基礎的な保全管理活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等）などを支援する共同活動支援交付金、②施設の長寿命化のための活動（農業用排水路等の補修・更新等）などを支援する向上活動支援交付金から構成されている。
また、都市農村共生・対流総合対策交付金は、地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な体制整備、自立的活動を支援する集落連携推進事業、地域の手づくり活動の推進に必要な人材の確保を支援する人材活用対策、地域の手づくり活動に必要な施設の補修等を支援する施設等整備対策から構成されている。

(回答)

農林水産省では、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら都市と農山漁村の共生・対流などを促進し、地域活性化と地域コミュニティの再生を図るため、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体による地域の手づくり活動を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」を平成25年度から予算化したところである。

また、平成19年度から「農地・水保全管理支払交付金」により、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、支援を行ってきたところであり、平成24年度からは、旧市町村区域等の広域エリアにおいて、集落等によって資源の保全管理を行う体制整備に対する支援を行っているところである。

なお、平成25年5月21日に閣議決定された「農林水産業・地域の活力創造本部」においても、農山村地域の活力創造のための政策を地域の視点に立って検討する方向であることから、農山村地域の状況を把握しておくことの重要性が高まっている。

地域資源や環境の保全に対する農業集落の取組状況は、これまでも農山村地域調査で把握してきたところであるが、連携状況の把握は、施策の推進や効果の検証を始めとして、今後幅広い活用が見込まれることから、項目として設定したところである。

「【3】農業集落内での活動状況 - 4 活性化のための活動状況」

(論点)

1 活動内容として設定されている「伝統的な祭り・文化・芸能の保存」、「各種イベントの開催」、「高齢者等への福祉活動」等の区分については、どのような観点・経緯から選定されているものなのか、データの分析や利活用の観点から妥当なものであるか。

(回答)

活動内容の区分は、農業集落の活性化状況を捉える指標として有効な項目及び本調査結果の主な利用目的である「都市農村共生・対流総合対策」に対応した項目という観点から設定しており、祭りの開催、伝統文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者等への福祉活動等については、2005年センサス農村集落調査においても活動の有無を把握していた項目である。

また、設定に当たっては、利用部局の要望を踏まえつつ、協議を行いながら進めてきており、調査結果の分析等、利活用の観点から妥当なものと考えている。

2 本調査事項に係る情報把握について、2005年センサスにおいては、センサスに附帯する一般統計調査として、集落機能のある農業集落約11万集落から、約23,000集落を抽出した標本調査として実施しており、今回も同様の手法による情報把握を行う余地はないのか。なぜ、今回は全数であるセンサスにおいて実施しなければならないのか。

(回答)

農山村の活性化や地域コミュニティの再生を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」や「都市農村共生・対流総合対策交付金」により、農山村への定住や地域間交流を促進するとともに、グリーン・ツーリズムや体験教育等、農業集落が市町村、NPO等と連携した活動に対して支援を行うこととしている。

地域活性化に関する農業集落内での活動予定（寄り合いの議題）や活動状況を把握するとともに、農林業経営体調査結果や平地、中山間・離島等の立地条件と合わせた比較・分析等を行うことにより、各集落の実態が明らかとなり、各集落（地域）の実情に合わせたきめ細かい施策の展開や効果の検証が可能となることから、全数調査として実施する必要がある。

また、人・農地プラン等の個々の地域に密着した施策が推進されており、集計値や事例値としての利用だけではなく、個別の農業集落データとして提供し利用が図られることが重要である。

2 調査時期等の変更

(1) 農林業センサスの調査準備に係るスケジュールの前倒し

(論点)

従来の調査準備に係るスケジュールが6か月ほど前倒しとなることによって、企画・設計及び調査準備や、地方公共団体における準備作業等の時期がどのように変更され、また、そのことが実査を担う都道府県・市区町村職員の業務負担の軽減等にどのようにつながるのか確認しておく必要があるのではないか。

(回答)

2015年農林業センサスにおける調査スケジュールの前倒しについては、都道府県統計連絡協議会からの最重点要望事項への対応であるとともに、東日本大震災被災地域における円滑な調査の実施に向けた措置であり、当該対応により、従来実査年度の7月から9月末の3ヶ月で実施していた「農業集落の認定や調査区の設定」や「調査客体候補名簿の整備」といった調査準備については、実査前年の1月～7月末の7ヶ月で行えるよう期間が十分に確保されるとともに、実査期間（調査票の配布から回収にかかる期間）についても、従来の1月中旬から2月末の1.5ヶ月で実施していたものを、調査前

年の12月中旬～2月末の2.5ヶ月で実施するよう期間の拡大を行うこととしている。

なお、被災地域については、上記に加え、自治体職員の負担軽減並びに調査員確保の困難性を踏まえ、被災自治体の意向を踏まえ、さらに実査期間を拡大し、最長で実査前年の12月から3月末までに拡大して実施することとしている。

(2) 農林業経営体調査票による調査の実施時期等の変更

(論点)

調査実施時期との関係で、地域によっては、調査員調査の実施が困難となるのであれば、郵送調査の実施による対応も考えられるが、これによらず、調査実施時期の1か月の早期化による対応を行うこととした経緯等について確認しておく必要があるのではないか。

また、調査実施時期の1か月の早期化を図る一方、調査票の回収期限は従来どおり2月末と、調査期間が年末年始をはさんで1か月半から2か月半に長期化することとなるが、これに伴う影響はないのか。

(回答)

豪雪地域等における調査員の安全確保についての要望は、前回調査後に開催した総合検討会等を通じ、都道府県・市町村から要望されたものであり、当該要望に対応し、調査困難地域における郵送調査導入の可能性を平成24年度に実施した試行調査(5県10市町村)において検証したところである。

しかしながら、郵送調査を導入した場合、全数調査として最も考慮すべき回収率が確保されず、市町村の回収・審査にかかる労力も1.6～2.3倍に増大するとともに、実施市町村からも従来通りの調査員による配布・回収で行うよう要望されたところである。

上記を踏まえ、郵送調査導入による対応は困難であるという結果にはなったが、本要望については、調査員の安全確保という調査実施者として配慮すべき相当の理由があることから、調査票の配布開始時期を12月15日から早期化するよう変更したところである。

なお、当該早期化は調査員が配布・回収を行う稼働期間を拡大するものであり、調査対象に調査票を預ける期間を延長するものではないため、長期化に伴う影響はない。

(3) 農山村地域調査票(農業集落用)による調査の実施時期等の変更

(論点)

1 農林業経営体調査に従事する約17万人の統計調査員は都道府県知事が、農山村地域調査(農業集落用)に従事する約6,000人の統計調査員は農林水産大臣がそれぞれ任命するが、調査時期の変更によって、統計調査員の確保や任命作業等に従事していた職員の事務負担が増加することはないのか。

その一方で、一部の作物の農繁期が4月、5月とされる中で、地域によっては、従前に比べ、農林業や地域に精通した統計調査員の確保が困難となる場合が想定されるのではないか。このようなケースに対してどのような対応を考えているのか。

(回答)

今回の農山村地域調査の実査時期変更の目的は、経営体調査員との任命時期をずらすことによる地域調査員の確保であり、両調査の調査員は従前に比べて確保しやすい状況になることから、事務負担は軽減されると考えている。

実査時期が4月以降の農繁期となることによる、農林業や地域に精通した統計調査員の確保については、ご指摘のとおり懸念はあるが、実査期間を4月～6月と長めに取ることにより、地域ごとに対応しやすい時期に実施できるよう配慮している。

2 調査票の回収時期が、従前より4か月程度遅れることとなるが、公表時期に影響はないのか。また、公表時期に影響を及ぼさないために、どのような工夫等を行うこととしているのか。

(回答)

審査・取りまとめ期間を短縮することで対応することとしており、公表時期に影響はない。

3 調査方法の変更

(2) 農林業経営体調査におけるOCR調査票の導入

(論点)

1 調査票のOCR化により、従来、人が入力していた際に行われていた調査票の内容審査等が行われなくなることはないのか。

(回答)

従来どおり、調査票データを磁気化する前には、調査員及び市町村による目視の確認を行うとともに、磁気化後はエラーチェックプログラムによる異常値の検出や項目間での不整合を審査しOCR化により調査票審査が不十分にならないよう対応する。

2 OCRの読み取りは、どの程度正確なものか。農林業経営体調査票において、桁数が足りない場合に左端の枠に2桁以上の数値を記載することとしているが、このような読み取りが困難と考えられるケースが想定される中で、正確な集計を行うため、どのような対応を行うこととしているのか。

(回答)

現在設けている調査項目の桁数が足らなくなる状況は極めて希である（前回実績においても173万経営体のうち30件）が、当該状況も含め、読み取りに支障が出るような記載状況である場合には、読み取り段階で当該調査票を検出し、手入力工程を併用し対応する。

4 集計事項

(論点)

今回の調査事項の追加等の変更に伴い、結果表の表章(様式)は具体的にどのようなものになるのか。調査事項の追加の場合には新たな結果表の様式はどのようなものとなるのか。また、既存の調査事項の変更場合には現行の結果表と変更後の様式のイメージを対比し、どのような有用な情報が得られるのか。

(例)

【農林業経営体調査票】

- 15歳以上の世帯員の年齢について、調査基準日時点の満年齢の把握から出生年月の把握に変更に伴う修正
- 農業経営の雇用に係る調査項目の追加に伴う修正
(過去1年間に農業経営のために常雇いした人について、男女別の実人数及び従事日数の合計に、「24歳以下」・「25～44歳」・「45～64歳」別の男女別実人数を把握する設問の追加)
- 経営した田における飼料用の水稻の調査区分の変更に伴う集計
(「そのうち、飼料用に稲を作った田(飼料用稲、ホールクロップサイレージ用稲など)」を追加等に伴う飼料用米の内訳区分の変更)
- 販売を目的とした農産物の生産に係る調査項目の変更に伴う修正
(工芸農作物、野菜類、果樹類の作物について、過去1年間に販売目的で作付け(栽培)した作物の個別品目名及び個別品目ごとののべ面積を把握する設問に変更)
- 農業経営の特徴に係る設問の追加に伴う集計
(過去1年間の農業生産に関連した売上合計金額やこれに占める農産物の加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン、海外への輸出など関連事業の割合を把握する設問の追加)

- ・ **林業作業に係る調査項目の追加に伴う集計**

(保有山林のうち、期間を定めて一連の作業（管理を含む）を一括して他にまかせている山林面積、保有山林以外で、期間を定めて一連の作業（管理を含む）を一括して他にまかされている山林面積を把握する設問の追加)

【農山村地域調査票（農村集落用）】

- ・ **立地条件等に係る調査項目の追加に伴う集計**

(農業集落の中心地から最も近いDID（人口集中地区）の中心地にある施設及び生活関連施設までの所要時間、農業集落の中心地から最も近いDIDの中心地にある施設名、最寄りの生活関連施設（市区町村役場、農協、警察・交番、病院・診療所等）、これらの施設までの所要時間（15分未満、15～30分未満、30分から1時間未満、1時間～1時間30分未満、1時間30分以上から選択）を把握する設問の追加)

- ・ **活性化のための活動状況に係る設問の追加に伴う集計**

(農村集落の住民が主体となった各種活動（伝統的な祭り・文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者等への福祉活動、環境美化・自然環境の保全、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組）の実施状況を把握する設問の追加) **等**

(回答)

上記に該当する結果表イメージは資料3-2別添のとおり。

5 前回答申における今後の課題への対応状況①

(論点)

1 農林業経営体におけるパソコンやインターネット環境の普及の現状やその分析結果の状況はどうなっているのか。

(回答)

平成21年の全国消費実態調査をみると、二人以上の農林漁家世帯のパソコン所有率は61.7%であり、平均的な世帯のパソコン所有率（同75.4%）と比べても著しく異なる環境には無い。

また、試行調査の際に行った意向把握（n=469）においても、全体の11.7%がオンラインによる報告を希望する状況にあることから、今回の導入により調査対象数の1割程度の報告率を期待しているところである。

2 オンライン調査の対象とする市町村の選定に当たっては、1農業地域から複数市町村を選定するなど、調査後の検証に当たって有用な情報を得ることが可能となることに留意することが必要と考えるが、どのような基準・方針や考え等に基づき行うこととしているのか。

(回答)

地域において展開される農業や林業の内容や高齢化の状況は様々であり、導入に向けて解消すべき課題についても地域性を有することが想定されるため、特定の地域に限定した導入ではなく、全国の状況が把握できるよう地域別に市町村を選定し実施するものである。

3 都道府県や市町村の理解とともに協力を得るためには、オンライン調査の試験的導入を行う目的は何か、具体的に何を検証するのかといったことについて紛れのない説明が重要と考えるが、これらについてどのように整理しているのか。

(回答)

オンライン報告を導入することは、少なからず調査実施系統である調査員・市町村において新たな負担を生じることとなることから、導入にともなう実施系統における諸課題を洗い出し、今後の本格的導入を円滑かつ効率的に行うための検討材料を得ることを今回の導入の目的としている。

なお、具体的な検証内容は5のとおりである。

4 オンライン調査の試験的導入を行うこととしている市町村について、オンライン調査の適切な実施を図るため、どのような対応を考えておられるのか。

(例：統計調査員に対する研修や指導の徹底、市町村による審査体制の整備、コールセンターの対応内容の充実化等)

(回答)

市町村の統計主管課には、農林業センサス以外の統計調査によるオンライン調査についての様々な経験があることから、基本的な枠組みについては提示しながらも、調査員用の手引きやコールセンターにおいて用意すべきQ&A集の作成など、本調査の特性も踏まえ最も適切に実施できるよう導入市町村との意見交換を通じ構築していくとともに、市町村段階での審査体制の強化等に向け、必要な財政的手当を行う。

5 次回2020年センサスにおけるオンライン調査導入対象地域(市町村等)の拡大を図る観点から、オンライン調査実施に係る事後の検証や検討を行う上で有用な情報を得るための方策について検討すべきではないか。

(例：① コールセンター等業務の仕様書において、請負業者からのオンライン調査に伴う報告者等からの照会内容の報告の詳細化

② オンライン導入市町村から、オンラインによる報告内容の修正状況や、オンライン調査実施に伴う問題や課題等を把握(ただし、市町村の業務負担に留意のこと。))

(回答)

今後の本格的導入に向け、調査実施後の検討会を通じ、以下に記載した導入に伴い生じた課題や得られた便益を実施市町村から把握し、総合的な検討に活用する。

- ・調査員、市町村段階でのトラブル事案
- ・調査員、市町村段階で発生する新たな負担の規模や種類
- ・オンライン報告の方法等について市町村から調査員への伝達状況
- ・オンライン報告の方法について調査員から調査対象への伝達状況
- ・調査員、市町村段階で得られた効果
- ・効率的かつ円滑なスキーム、報告率向上に向けた提言 等

上記に加え、今回の試験的導入ではオンライン報告のあった調査対象の属性等によるオンライン報告率の差異等を分析し更なる向上に向けた検討を行うとともに、コールセンターへの問い合わせ内容等を分析し更なる機能強化の必要性等も含め、総合的に検討を行う。

さらに、オンライン報告を全国的に展開した際に期待される効果を試算するため、調査対象における潜在的な意向がどの程度あるのかを、調査票末尾に意向把握項目を設置し把握する。

6 オンライン調査か調査員調査かといった調査モードと調査項目に関連のある属性(年齢等)とが交絡すると回答に偏りが発生して、かつ、それが調査結果から検証できない可能性は否定できないことから、属性が似通っていて調査モードが異なる経営体を事後的に比較するなど、調査モードによる差がないかどうかを検証するようしておくことが必要ではないか。

(回答)

一般論として、オンラインによる報告方法ではプライバシーが守られることから、正確に実態を回答していただける(意識的に実態と異なる回答をしない)方向へ結果が変動することが想定される。

農林業経営体調査では、従来から、記入内容を調査員に知られたくないという意向のある調査対象については、封入による調査票の回収を行っているため、新たにオンライン報告を併用したことにより、上記に起因する結果への影響が生じることは想定しにくいところであるが、2015

年農林業センサスにおいてオンラインによる報告を行った調査対象については、回答内容のうち安定性の高い項目の推移や関連する項目の組み合わせについて前回の回答内容と比較（経営規模の増減に比して、販売金額の変動が著しく変動していないかなど）するなど、事後的な検証を行うことは重要なことであると考え。

5 前回答申における今後の課題への対応状況②

(論点)

一般的な農林業経営体に比べ、対象となる調査事項が少ない経営体の例はないか。該当する例がある場合、共通の調査票で調査を実施することは、効率的な調査実施等の観点から適当か。

(回答)

農業、林業についての生産や作業受託等の具体的活動が低調であればあるほど、回答すべき調査項目は総じて少なくなる傾向にあるが、それらは、調査票回収後に事後的に判明するものであり、あらかじめ事前に判別することは困難である。

仮に、事前に判別を行えたとしても、対象ごとに異なる調査票を使用した場合、活動の進展や停滞がどの程度生じているかは分からないため、調査票の種類に応じた一定の余部の確保が必要であるとともに、実査段階では調査員が調査票を配り分ける労力負担が発生し、財政的にも労力的にも非効率となる。

過去に、詳細調査票と簡略調査票の2種類を用意し、経営規模に応じてそれらを使い分けて実査を行った際にも、回収後に調査票の回答内容を見ると、配り分けを間違えていることが明らかとなり、再調査を実施せざるを得ない事態が発生した。

さらに、当時の趨勢と比較し、詳細調査票の対象の減少率が高まり、簡略調査票の対象の減少率が大幅に鈍化し、調査項目数の少ない簡略調査票の対象となる方向へバイアスがかかった疑いがあり、その後に調査票の見直しを行ってきた経験を踏まえると、現段階において複数の調査票を使用することは、現場における混乱や数値の安定性を損なう恐れがあることから、統一した調査票により実施することとしたところである。

6 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応

(論点)

1 東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等について、本調査の実施に当たり、特に調査が困難な地域については、被災地の負担を最小限とするために、どのような対応を検討しているのか。

(回答)

昨年度にかけて東日本大震災被災地域の県及び市町村との意見交換を繰り返し行ってきたところであるが、被災地域においては調査員の確保が最も困難であることが明らかとなったことから、被災地域における円滑な調査実施に向け、以下の対応を講じる計画である。

- ① 農林業関係団体に積極的な協力を要請し、調査員の確保に向けた取り組みを強化。
- ② スケジュールを半年ほど前倒し、市区町村が調査員の確保に要する時間を十分に確保。
- ③ 確保した調査員を最大限稼働できるよう調査期間を従来の1.5ヶ月（実査前年の12月中旬から実査年の2月末）から、4ヶ月間（平成26年12月から翌年3月）に拡大。

また、地域の寄り合いの場等を通じ、少ない調査員で集約的に調査票の配布・回収を行うなど、効率的かつ円滑な調査員調査の実施に向けた方策を、今後も被災地域の県及び市町村との意見交換を重ねて、検討・講じていく考えである。

なお、上記の手段を講じても調査員が確保できなかった場合は、市町村による往復郵送等の

手法による対応も想定しているところである。

2 また、本センサスが、復旧・復興に欠かせない統計調査として実施することの目的や必要性について明確にし、被災地の方々も含め、国民の理解が得られるよう、十分な周知とともに配慮を行う必要があるのではないか。

(回答)

効果的な広報戦略の検討については、昨年度開催した2015年農林業センサス研究会において有識者を交え行ったところであり、調査対象に対しては調査への協力意識を醸成するよう調査対象一人一人に「届ける」広報を、また、調査員の実査活動がしやすい環境を構築するために広く国民全体へ農林業センサスの実施を周知する広報を、車の両輪として展開していくことが重要であることを再認識したところである。

2015年農林業センサスについては、東日本大震災以降、初めて実施する農林業センサスであり、農林業センサスが今までの復旧とこれからの復興のベンチマークとなることから、広報活動についても従来のように全国画一的ではなく、被災地域の県及び市町村との意見交換を重ね効果的な広報の具体化について検討・講じていく考えである。

7 今後検討を要する事項

(1) 農林業経営体調査の在り方に関する検討

(論点)

1 農林業センサスにおいて、集落営農組織はどのように定義されているのか。その判定基準はどうなっているのか。

(回答)

農林業センサスでは集落営農の把握は行っておらず、一般統計である「集落営農実態調査」により、毎年、集落営農の全数及びその概要を把握するとともに、標本調査により詳細な活動状況を把握しているところである。

当該調査における集落営農の定義は以下のとおりである。

「集落営農」とは、「集落」を単位として^(注1) 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^(注2) の下に実施される営農をいう。

(注1) 集落を単位として

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。(他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。) なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含めた。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組(くみ)」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とした。

(注2) 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。

- (3) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- (4) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- (6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととした。

- ア 農業用機械の所有のみを共同で行う取組。
- イ 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

2 農林業センサスでは、集落営農組織の参加状況等の実態がどの程度明らかになっているか。

(回答)

集落営農については、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において担い手として位置づけられ、その育成・法人化に向けた施策の検討・推進・評価等のため、政策上5年に一度ではなく毎年把握する必要があることから、平成17年より一般統計として「集落営農実態調査」を開始し、集落営農数や当該集落営農に参加している農家数等の概況を把握することとしており、2010年センサスにおいては、調査対象者の負担軽減を踏まえ参加状況の把握に関する調査項目については削除したところである。

3 農林業センサスの結果と、別途実施している「集落営農実態調査」（一般統計調査）の結果をリンケージするなどによって、生産構造の変化をよりの確に表す統計を作成する必要はないか。

(回答)

集落営農の大部分が農林業センサスの組織経営体に包含されるものの、現状では、具体的な対応関係が明らかでないことから、農林業センサスの集落営農集計等は行っていない。

しかしながら、上記については、省内政策部局からも、農林業センサス研究会からも要望が挙げられたことを踏まえ、2015年農林業センサスにおいては、両名簿の名寄せによる分析を行うことを計画している。

(2) 農山村地域調査（農業集落用）の対象範囲に関する検討

(論点)

- 1 全域ではないが、大部分（例えば、8割以上）が市街化区域となっている農業集落については、把握する理由は何か。このような農業集落に係る調査結果は、具体的に何に利用されているのか。

(回答)

大部分が市街化区域である農業集落においても、隣接する市街化調整区域においては農業振興地域として積極的に指定することとしていることから、農業集落の状況（混住化、地域資源の賦存・保全、実行組合の有無等）を把握する必要があり、調査結果は集落機能を維持していくための施策の分析に利用される。

- 2 2010年センサスにおける農山村地域調査（農業集落用）の結果では、総農家数が「0」である農業集落が全国で約5,800集落みられるが、これらは、都市部に所在するなど大部分が市街化区域に含まれると考えてよいのか。また、このような農業集落に係る調査結果は、具体的に何に利用されているのか。

(回答)

2010年センサス農山村地域調査の対象農業集落数のうち、総農家数が0となっている農業集落数は全国で5,768集落存在している。

このような集落の状況としては、農家数が0であっても、

- ① 地域資源がある
- ② 組織経営体があり、農業生産活動が行われている可能性がある
- ③ 農林業経営体調査は属人統計であることから、当該集落に耕地があり入作を行っている家族経営体(農家)または組織経営体がいる
- ④ 土地持ち非農家によるコミュニティがある

等が考えられる。

なお、本調査では農山村地域の総資源量把握を行うこととしていることから上記①について、また、農業集落は農林業経営体調査の最小集計単位であることから、農林業経営体調査結果と併せた利用を可能とするため上記②～④の農業集落の状況及び今後農林業経営体が出現する可能性のある農業集落については把握しておく必要がある。

(3) 経済センサスとの関係に関する検討

(論点)

経済センサス-活動調査(平成24年2月実施)は、農林業センサスと調査の実施時期は異なるものの、農林業経営体調査において得ようとする情報とほぼ同様の情報が得られるのではないかと。経済センサス-活動調査から得られた情報を利用することにより、農林業経営体調査の調査事項の簡素化を含め、代替可能性の余地について検討する必要があるのではないかと。

(回答)

経済センサス-活動調査では、農林業経営体の大多数を占める農家林家に属する個人経営の事業所は調査対象外であることに加え、農林業は災害や気象変動、病害虫の発生や疫病の蔓延などの外的要因による影響を受けやすいことから、時点の異なる調査結果を代替することは想定していない。

(4) 農林業経営体の定義に関する検討

(論点)

2005年センサスにおいて、農林業経営体の概念が導入され、農業については、販売農家に相当する農業の規模として、経営耕地面積30アール、農業生産物の年間販売額50万円に相当する物的指標を設けているが、現行の物的指標が、引き続き、全数調査として農林業の構造を把握する上で妥当なものであるか検討することが必要ではないかと。

(回答)

物的指標については、「2000年世界農林業センサスの計画について」の答申において、「統計の安定性・継続性を確保する観点から、従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入することについて、次回センサスに向けて検討する必要がある」との指摘を受け、販売農家に相当する農業の規模として、経営耕地面積30アールに加え、農産物販売額50万円に相当する物的指標を農業経営動向統計を用いて部門ごとに設定し、調査対象であるか否かの判定に2005年センサスより使用しているところである。

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜栽培面積	350㎡
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250㎡
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

また、農林業経営体の農業の規模として、経営耕地面積に加え導入した物的指標が農業経営体の捕捉にどの程度機能しているかを確認したところ、経営耕地面積及び上記で設定している具体的な物的指標（「露地野菜」から「ブロイラー」まで）により、2005年及び2010年結果の双方において農業経営体の99.7%を補足（残差の0.3%は「その他」により補足）しており有効に機能していることが確認されたところである。

さらに、物的指標の単位当たりの農業粗収益を算出すると、どの部門においても概ね50万円に近傍するものとなっており、実態として見直しが必要なほどの乖離は認められなかった。

10部門の物的指標	物的指標当たりの農業粗収益(円)
露地野菜 15a	603,543
施設野菜 350㎡	491,000
果樹 10a	436,597
露地花き 10a	610,986
施設花き 250㎡	614,536
搾乳牛 1頭	887,085
肥育牛 1頭	849,310
豚 15頭	488,680
採卵鶏 150羽	434,452
ブロイラー 1,000羽	484,825

注：「農業経営統計調査」の平成19～23年で、最高最低を除いた5中3の平均で算出

上記の物的指標の妥当性や農林業センサスで把握すべき農業の規模についての議論は、農林業センサス研究会においても有識者を交え検討を行っており、FAOの世界農業センサスにかかる要請、諸外国の農業センサスの下限基準、農政上の利活用も総合的に勘案し、引き続き上記の基準により同様の規模を把握していくことが適当であるとの結論を得たところである。